

令和3年度
多良間村観光関連事業持続化支援給付事業
給付金申請要領

【対象者】

多良間村内に事業所のある宿泊業、飲食業、マリンレジャー業、観光案内業、土産品等特産品加工事業者、土産品販売店、レンタカー（レンタサイクル）事業者。

【受付期間】

令和3年8月17日（火）から令和3年10月29日（金）まで

【申請方法】

役場が用意した申請書に記入して、期限までに提出する。

【申請に必要な物】

1. 印鑑（認め印）
2. 振込用通帳の最初の見開きページの写し
3. 令和2年分確定申告書（写し）

【申請場所】

多良間村役場観光振興課

問い合わせ

役場観光振興課

TEL 79-2260

担当者：清村・津嘉山